

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 3

場所		火災から逃げる / 地震発生時 / C-2-1 「自らの身を守る」 C-2-2 「初期消火・消火活動」
日時		

時間軸		主体					
		自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
		誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階	県民	○地震による火災原因を想定しておく ○風呂水の保水・バケツ一杯の水の保管(具体的手法の開発が必要か?) ○消火器や火災報知器などの設置(火気のある場所毎に設置)	自主防災組織	○消火栓・防火用水に使用できる場所の確認 ○消火活動への協力(ホースを車で踏まない・消火栓近くに車を停めない) ○火災の危険性についての知識を習得する ○消火機材の確保・点検(防火施設・設備で、自分たちで利用できる場所を増やすー消防が来ないと、消火用水が利用できないのではないか?) ○廃屋の撤去	県 県・消防本部 市町村 県・市町村	○出火の防止(C-1-1) ○県民に対する火災予防に関する意識の啓発 ○耐震性貯水槽・防火水槽等の消防水利の整備 ○家屋密度情報の提供 ○廃屋の撤去費用の負担
		県民	○消火訓練への参加(C-1-2) ○危険物等の安全対策(ガスの元栓、ガス会社等(連絡先)を確認しておく、地震訓練時には、ストーブ・ガスの元栓を閉め、電気の電源を切る行動を取り入れる等)(C-1-1) ○やけどの応急手当訓練(E-1-3) ○非常持ち出し品の整備(C-1-3)	自主防災組織	○井戸の保管・確保(情報共有)(C-1-3) ○消火訓練の実施(C-1-2) ○災害に強い植栽の推進(C-1-3)	県・市町村	○緊急通路・道路の整備(E-3-1)
	地震発生時	県民	○消火の前に、家族などのいのちを優先する ○使用している火気はすぐに消し火を出さない(出火の防止。ストーブ・ガスの元栓をしめる・電源を切る) ○火が小さいうちに初期消火を行う ○安全な場所への移動(家または職場や地域の安全な場所を予め想定しておく、車を移動する) ○消火活動への協力(車でホースをふまない) ●ガスの元栓止めを行う(A-2-1)	自主防災組織	○火が燃え広がりそうなどころへ知らせ、安全を優先させる ○協力して(できる範囲で)初期消火を行う ○消火活動時の危険性を住民等に教示しながら活動する ○安全な場所への誘導・声の掛け合い(向こう三軒両隣の家族の把握、特に要援護者の把握)	消防機関 県、市町村	○人命の安全確認のための消火活動の優先 ○テレビ、ラジオや有線放送等での情報伝達(どういふ対応をすればよいか)
	応急・復旧段階			自主防災組織	○消防に協力して、応急・復旧活動を行う	県、市町村	○緊急通路の交通規制(E-3-1)
	復興段階	県民	○火気に強い街づくりへの協力(道路拡幅、防災帯の設置(公園)、地震に強い植樹への協力)(H-4-1) ○ガレキの撤去(私有財)への協力(H-3-1)				